

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 101 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第 54 号。以下「算定方法」という。）</u>に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料 算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する病院等にあつては医科点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成 6 年厚生省告示第 72 号。以下「老人算定基準」という。）別表第 1 老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」という。）、算定方法別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表又は算定基準別表第 2 老人歯科診療報酬点数表により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) 特別室料 次に掲げる点数の範囲内において、<u>病院長</u>が医療局長の承認を得て定める点数とする。 ア 個室 <u>1,680 点</u> イ 2 人室 <u>200 点</u></p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。） 1 日につき、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 14 年厚生労働省告示第 88 号。以下「医薬品等告示」という。）<u>第 5 号</u>に規定する通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数に 100 分の 105（消費税等が課されないものにあつては、100 分の 100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) 薬価基準収載医薬品（医薬品等告示第 4 号の 2 に規定する医薬品に限る。）の承認外投与に係る薬剤料 医療点数表により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> | <p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）</u>に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料 算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する病院等にあつては医科点数表、算定方法別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) 特別室料 次に掲げる点数の範囲内において、<u>病院等の長</u>が医療局長の承認を得て定める点数とする。 ア 個室 <u>1,701 点</u> イ 2 人室 <u>494 点</u></p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。） 1 日につき、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 14 年厚生労働省告示第 88 号。以下「医薬品等告示」という。）<u>第 8 号</u>に規定する通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数に 100 分の 105（消費税等が課されないものにあつては、100 分の 100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) 薬価基準収載医薬品（医薬品等告示第 4 号の 2 に規定する医薬品に限る。）の承認外投与に係る薬剤料 <u>医科点数表及び歯科点数表（以下「医科点数表等」という。）</u>により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> |

(5) 医科点数表及び歯科点数表並びに老人点数医科表及び老人歯科点数表（以下「医科点数表等」という。）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

医科点数表等により算定した点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(6) 健康診断料

ア 個人健康診断料

医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、又は老人医科点数表第1章一般的医療に係る老人基本診療料に定める老人初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表又は老人医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、健康増進のために運動療法の施設を利用する場合の健康診断にあつては、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

イ [略]

(7) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき288点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては490点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては360点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。

(8) [略]

(9) 助産師外来で実施する妊婦検診・保健指導料 1回につき 450点

(10) 分べん介助料 9,000点

（人工流産の場合にあつては9,450点）

ア 多胎分べんの場合は、第2児以下1児につき4,500点（人工流産の場合にあつては、4,725点）を加える。

る。

(5) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

医科点数表等により算定した点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(6) 別に厚生労働大臣が定める先進医療の利用料

病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。

(7) 健康診断料

ア 個人健康診断料

医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する病院等にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）

（以下「初診料等の点数」という。）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、健康増進のために運動療法の施設を利用する場合の健康診断にあつては、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

イ [略]

(8) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき303点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては505点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては375点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の105を乗じて得た点数とする。

(9) [略]

(10) 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料 1回につき 450点

(11) 分べん介助料

ア 診療時間（月曜日から金曜日までは8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）内における分べん

イ 診療時間（月曜日から金曜日までは8時30分から17時15分までの時間をいう。以下同じ。）外の場合は、所定点数に1,000点（人工流産の場合にあつては、1,050点）を加えた点数とする。ただし、休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）又は深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）の場合は、所定点数に2,000点（人工流産の場合にあつては、2,100点）を加えた点数とする。

(11) [略]

(12) [略]

(13) 歯科点数表算定外歯冠修復及び欠損補てつ料
病院長が医療局長の承認を得て定める点数とする。

(14) [略]

(15) 死体処置料 1体につき 315点

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a [略]

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) [略]

(b) 連記式のもの 1人につき 74点

(イ)・(ウ) [略]

11,500点（人工流産の場合にあつては、12,075点）

イ 診療時間外（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び医療局長が定める日をいう。以下同じ。）及び深夜（22時から翌日の6時までの間をいう。以下同じ。）を除く。）における分べん
12,500点（人工流産の場合にあつては、13,125点）

ウ 休日又は深夜における分べん 13,500点（人工流産の場合にあつては、14,175点）

エ 多胎分べん（人工流産の場合を除く。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合を除く。以下エにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数を加算した点数とする。

オ 多胎分べん（人工流産の場合に限る。）の場合は、アからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める点数（人工流産の場合に限る。以下オにおいて「所定点数」という。）に、第2児以下1児につき所定点数の100分の50に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数を加算した点数とする。

(12) [略]

(13) [略]

(14) 歯科点数表算定外歯冠修復及び欠損補てつ料
病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。

(15) [略]

(16) 死体処置料 1体につき 525点

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a [略]

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) [略]

(b) 連記式のもの 1人につき 105点

(イ)・(ウ) [略]

| | |
|---|---|
| <p>イ [略]</p> <p>ウ 証明書</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その他の証明書</p> <p>a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき <u>130点</u></p> <p>b その他の証明書 1通につき <u>74点</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 外来患者に係る食事（医療局長が別に定めるものに限る。）の提供の利用料の額は、<u>630円</u>とする。</p> <p>4 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、<u>入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）</u>により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>5～7 略</p> | <p>イ [略]</p> <p>ウ 証明書</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その他の証明書</p> <p>a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の証明書 1通につき <u>315点</u></p> <p>b その他の証明書 1通につき <u>105点</u></p> <p>エ 診療録の開示文書の写し 1枚につき <u>1点</u></p> <p>(22) <u>保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の3第3項に規定する食事療養の利用料</u> <u>医療局長の定める点数とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 外来患者に係る食事（医療局長が別に定めるものに限る。）の提供の利用料の額は、<u>750円</u>とする。</p> <p>4 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、<u>入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）</u>により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>5～7 略</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。